

令和2年度 事業計画書

公益財団法人 三徳庵

環境認識と令和2年度の基本方針

東京オリンピック・パラリンピックの年を迎えた。

「日本博」に代表される日本文化の発信の動きは、4月からの東京国立博物館での特別展「きもの」が開催されることに象徴されるように、各所で本格化してくる予定である。特別展「茶の湯」（平成29年4月）が、夜間開館延長の最初のケースとして開催されたように、幸い、茶道が日本文化の中核に位置するとの認識は、多くの識者に共有されている。同時に、茶道が、各種の日本文化に親しんでいく窓口であるとの認識も広がりつつあるように思われる。和文化間の連携も、チームJ-culture2020が、和文化・産業連携振興協議会として昨年6月に組織を充実したことで、「日本博」への参加認証取得をはじめ、より積極的に行える状況が整ってきている。

一方、令和2年2月から顕在化した新型コロナウイルス感染症の発生は、文化イベントに相当する茶会、講演会の開催についても自粛を余儀なくされ、この影響は、すでに新年度開催予定分にも波及し始めている。

以上のような状況の急転を受けても、日本文化の対外発信へ積極的に協力することで当財団の存在と活動の意義が広く認識されるものと考え、和文化・産業連携振興協議会の活動に積極的に協力・参加することを通じて、茶道文化普及を確実に実現していきたいと考えている。なぜなら、日本文化の対外発信への協力は、オリンピック閉幕後の茶道文化普及活動も見据えてのものであるから、目下の状況の不透明さに関わらず、継続すべきものだからである。このような情勢下であればこそ、和文化全般への入り口として茶道が親しみやすい窓口の役割を果たしているとの認識がさらに広まるような活動が求められていると考える。

I. 茶道文化研究に関する学術的研究を振興するための顕彰・助成および研究（公益目的事業1）

毎年出版されるすぐれた茶道文化研究を顕彰するのみならず、外部の研究者の茶道文化研究をも助成、あわせて独自の調査研究を行い、それらの成果を公開する。

1. 茶道文化研究の顕彰

・茶道文化学術賞による顕彰

茶道文化学術賞・茶道文化学術奨励賞をすぐれた研究図書に関して贈呈する。

2. 茶道文化研究への助成

(1) 茶道文化学術助成

有望な研究計画に対して奨励研究・一般研究に分けて研究費助成を行うとともに、研究図書に対する刊行費助成を行い、茶道文化研究を促進する。

(2) 茶道文化学術助成金の研究成果報告書は毎年、刊行する他、単一の研究テーマが

纏まったものに対しても適宜、報告書等の形態をとってアクセスしやすくしていく。

(3) 茶道文化学術助成金の研究成果報告書は、ホームページ上で公開する。

3. 茶道文化の調査研究

(1) 茶道文化に関する幅広い調査研究を行う。

調査研究事業の研究項目は、「茶道の芸術社会学的研究」、「江戸初期茶書類の研究」等。

(2) 研究成果は、最終的に単独の研究書刊行を目標とする。

II. 茶道文化体験の提供及び茶道文化体験を提供できる茶道文化普及者の育成(公益目的事業2)

国内外を問わず各地での茶会の開催を通じて、広く茶道文化体験を普及させるほか、講演・体験講座等を通じての啓蒙活動を行うと同時に、これらの体験を提供することができる茶道文化普及者を育成する。

1. 茶会の実施(主催)

(1) 徳友会館および他所での茶会の開催を通じて、文化施設、文化財を公開する。

(2) 徳友会館付設の茶室、三徳庵・知水亭・露庵・槐南軒・新秧軒等の保全管理を行い、茶会等の公開のために諸般の準備を万全にしておく。

(3) 本年度主催分としては、春季大会・仙樵忌茶会・秋季大会・初釜等。

なお、令和2年3月より、大規模な茶会は自粛状態にあるが、再開後は、衛生面に注意して、茶会に安心して参加できる環境づくりも留意して取り組んでいく。

2. 茶会の実施に対する協力

(1) 各地での茶会の実施担当を通じて、文化施設、文化財の公開にも協力する。

(2) 例年分としては、朝日カルチャーセンター東京、東京茶道会、徳川美術館の茶会。新たに根津美術館の茶会に協力する。

(3) 四谷地域センターでの茶会も継続的に協力していく。

(4) 四谷大好き祭りへの呈茶席での参加を継続していく。

(5) 千種会(グランドプリンスホテル高輪)での呈茶席の協力を継続していく

(6) なお、年度開始後も必要に応じて茶会への協力の依頼に応えられるように準備する。特に、京オリンピック参加企画からみの要請には優先的に応えていく。

3. 茶道講座の開催

(1) 本部等において、茶道教習、関連文化講座を実施する。

大日本茶道学会本部教場での通年常設講座に加えて、夏期講習会を実施する。

(2) 大日本茶道学会各支部の主催する講習会へ講師を派遣し支援する。

静岡・宇都宮・長野・山梨・山形・酒田・鶴岡・余目・郡山・会津若松・大阪・福岡・伊勢崎・前橋・愛媛・高知・安芸・金沢・富山等

- (3) 受託事業として、各地の文化センターで茶道講座を開催する。
- | | |
|---------------------|--------------|
| ①朝日カルチャーセンター | 新宿・千葉・横浜・名古屋 |
| ②NHK文化センター | 仙台・郡山・川越 |
| ③株式会社読売・日本テレビ文化センター | 横浜 |
| ④三越カルチャーサロン | 日本橋 |
| ⑤『定年時代』共催特別講座 | 本部教場 |
- (4) 学校の授業・特別行事に協力する。
- ①新渡戸文化学園 中学校・高等学校（特別授業）
 - ②花園幼稚園・小学校（特別行事およびクラブ活動）
 - ③四谷小学校（特別授業）
 - ④四谷第六小学校（特別授業）
 - ⑤菊名小学校（特別授業）
 - ⑥戸塚第一小学校（特別授業）
 - ⑦足立小学校（特別授業）
- (5) 地域への普及。
- ①四谷消防少年団（茶道体験）
 - ②茶道体験講座（初心者向け）
 - ③本塩児童館茶道教室（茶道体験交流）
- (6) 学校での茶道教習普及を目的とした講習会・イベントを開催する。
- ①学校茶道特別研修会
 - ②学校茶道資格者研修会
 - ③学校茶道の集い
 - ④大学茶道部の集い

4. 教習段階の認定

- (1) 大日本茶道学会茶道（茶花科も含む） 教習者の教習段階の認定を行う。
- (2) 教習資格の十二伝の段階では、筆記試験を実施する。
- (3) 最終の長盆段階では、実技試験も実施する。
- (4) 学校等での茶道講習の期間に応じた修了証を発行する。

5. 点前体系の公開

- (1) 点前教本・解説書・月刊『茶道の研究』誌の発行を通じ、大日本茶道学会茶道の点前作法を公開する。
- (2) 絶版書籍の復刊を行う。

6. 広報・普及活動

- (1) ホームページ、フェースブック等の SNS を積極的に活用し茶道に関心がある人々からの閲覧を増やす。
- (2) 広報季刊誌「えんじゅ」（年4回）を発行する。

- (3) 『茶道の研究』の執筆者を講師に招いた講演会を定期化する。
- (4) マスコミ等の取材に積極的に協力して、一般の人々にむけて茶道文化に関する記事や映像に触れる機会が少しでも高まるように努める。
- (5) 大日本茶道学会各地方支部の本部機構として、支部長の認証を行い、支部長会議を主催し、全国で適切な茶道文化普及が行われるように統一目標を示す他、支部が主催する総会、例会、周年記念行事等の機会をとらえて、講話を行い、茶道文化普及の趣旨を各支部会員に徹底する。
- (6) 各地でも公益性の高い活動を、適宜委託して、茶道文化普及活動を全国的に促進する。
- (7) 来日外国人に対しての茶道文化の紹介等を様々な媒体を通じて行う。
インバウンド業者との連携も内容を選別しつつ取り組んでいく。
- (9) 茶道紹介用ビデオの英語字幕版を作成していく。
- (10) 各地での国際交流事業については優先的に支援する。
- (11) 関連機関と協議をしてさらなる国際交流の展開を準備する。
「日本博」関連事業に関しては、優先的に協力する。
- (12) 和文化・産業連携振興協議会、一般社団法人ザ・クリエイション・オブ・ジャパン等の文化関連団体と連携・協力し、日本文化発信に貢献していく中で、時代への文化継承を着実にする方策を試行していく。

Ⅲ. 茶道関連、図書・用品の販売（収益事業）

1. 仕入れ商品の販売

- ・ 茶道学習に役立つ図書や茶道用品を仕入れ販売して、茶道学習や茶道文化体験への利便性を高める。
- ・ 11月18～23日には、三越日本橋本店において「仙心会茶道工芸展」を開催する中で、日常生活にも生かせる茶道工芸を提案する。

Ⅳ. 管理部門（法人会計）

1. 会員

- (1) 賛助会を組織し、賛助会会費による財団運営の安定化を図る。より開かれた形の賛助会員制度の定着を図る。
- (2) 維持会員制度及び一般会員制度の周知、参加拡大を図る。

2. 寄附

法人の事業目的を周知させるほか、公益財団法人に対する寄附の優遇制度の存在も告知して、寄附を募集する。